

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 多気町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.7%
全職員	58.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	97.1%
本庁課長補佐相当職	97.6%
本庁係長相当職	92.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	91.2%
26～30年	97.2%
21～25年	85.0%
16～20年	88.3%
11～15年	88.3%
6～10年	86.3%
1～5年	98.4%

【説明欄】

【全職員の男女の給与の差異が大きい要因について】

・任期の定めのない常勤職員の扶養手当や住居手当は、男性職員に支給していることが多い。また、任期の定めのない常勤職員以外の職員には、給与水準の低い会計年度任用職員が含まれており、また女性比率が9割を超えており、全職員の給与の差異が大きくなっています。

【職員数のカウントについて】

・町費負担の指導主事は、他の職員よりも給与水準が高く、一方の性別のみのため対象外としています。
 ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、時給で勤務日数が一定でない職員は対象外としています。
 ・週の勤務時間が正規職員の勤務時間（38時間45分）に満たない場合は、それぞれの勤務時間に応じた割合でカウントしています。

例) 週31時間（7.75時間×4日）勤務の職員＝0.8人、週37.5時間（7.5時間×5日）勤務の職員＝0.97人

・男女両方又はどちらかに該当者が存在しない場合は、記載なしとしています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。